

中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の
輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイク
ル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ

合同会議報告書(案)について

- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例: 電気電子廃棄物(E-waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

(抜粋)

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。

バーゼル条約について

正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

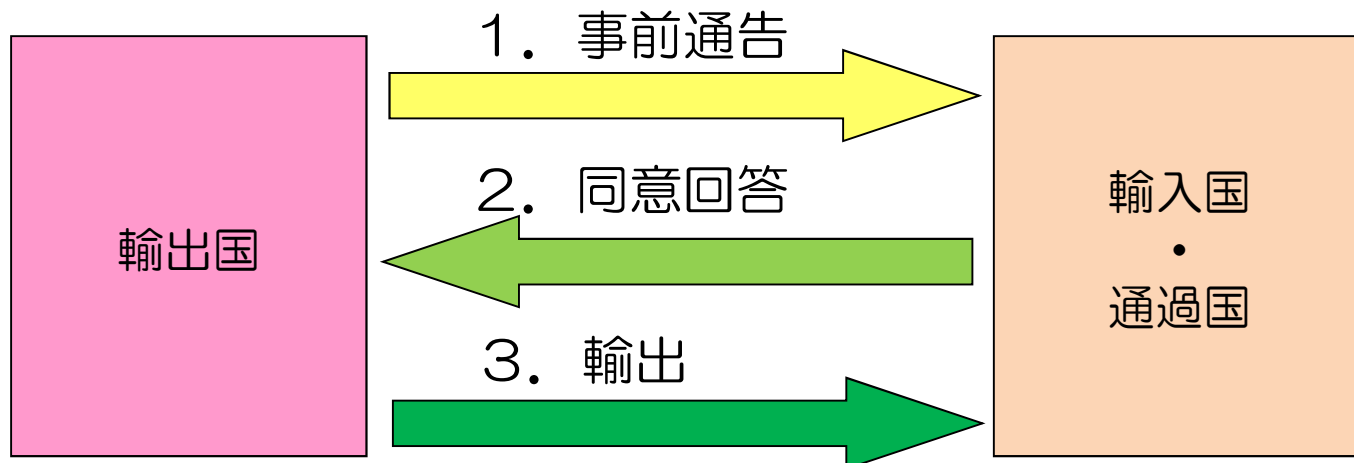
概要： 有害廃棄物の輸出入を規制

成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効

経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発

締約国： 183カ国 1 機関（EU） （2016年10月現在）

- バーゼル条約は、有害廃棄物の越境移動及びその処分規制について、国際的な枠組みを定めたもの
- 具体的には、輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務、移動書類の携帯（移動開始から処分まで）、不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）等を規定



OECD理事会決定について

正式名称：「回収作業が行われる国境を越える移動の規制に関する理事会決定」
（ [C（2001）107/FINAL] ）

概要： バーゼル条約第11条1の規定（締約国は、有害廃棄物等の越境移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結できる）に基づき、経済協力開発機構（OECD）加盟国の間での有害廃棄物等の越境移動について、リサイクル目的で行われる場合に限り適用されるバーゼル条約の特例として、OECD理事会決定が適用される。

バーゼル条約を基本としつつも、「事前の通告及び同意」手続の対象品目をバーゼル条約よりも少なくするとともに、同手続を円滑化するための仕組みを置いているという点に特徴がある。



バーゼル条約で規制対象とされる物品の一部について、リサイクル目的で輸出入される場合、条約で定められた事前通告・事前同意等の適用を原則除外。

（例）

プリント基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ

石炭火力発電所から生じる飛灰

塩化ビニル（PVC）の重合体

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

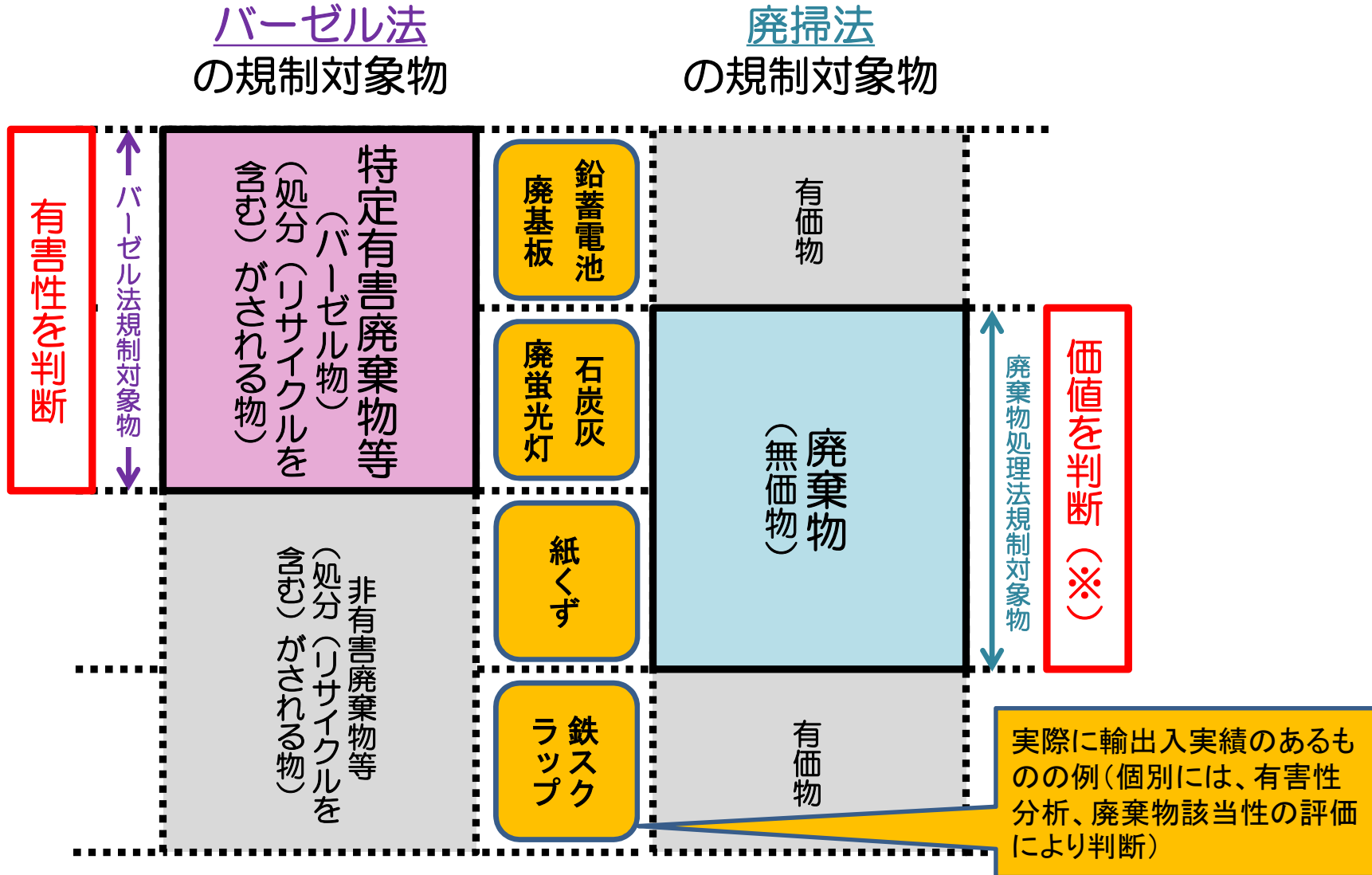
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物



※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
 ①物の性状（環境基準等への適合状況等）、②排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）、③通常の見取り形態（廃棄物処理事例の有無等）、④取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）、⑤占有者の意思 等

規制の在り方に関する基本的考え方等

【基本的考え方】

我が国における特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方の検討に際しては、輸出先で環境汚染等が生ずるリスクは個々の国や施設によって大きく異なることや、我が国には先進的な環境技術を有する施設が多数存在していることに留意しつつ、輸出及び輸入の双方について、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることを基本的な考え方とすべきである。

【廃棄物処理法との一体的な措置】

今回の制度見直しにおいては「廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応」(後述)で述べたような他法令と連携した取組を進めるべきであるが、それ以外の事項についても、特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物にも該当する場合もあり得ることから、バーゼル法の見直しに併せて、以下の事項について、必要に応じて廃棄物処理法についても見直しされるべきである。

- ・OECD加盟国向け輸出手続の簡素化
- ・廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善
- ・環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続の簡素化
- ・我が国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備
- ・試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化

廃棄物処理法と関連する6つのポイント

○ 輸出に係る具体的な課題と見直しの方向性

ポイント1 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

ポイント2 OECD加盟国向け輸出手続の簡素化

ポイント3 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

○ 輸入に係る具体的な課題と見直しの方向性

ポイント4 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

ポイント5 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

○ その他の課題と見直しの方向性

ポイント6 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

今回の廃棄物処理制度専門委員会の報告書案で追記したポイント

ポイント1 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【課題】

- ・ 国内で排出された使用済電気電子機器等の中には、環境上適正な管理が十分に行われずままスクラップヤード等において破碎等の処理を施され、その他の金属スクラップ等と混合された上で輸出されている物(いわゆる「雑品スクラップ」)がある。
- ・ 雑品スクラップは国内において廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないとして扱われている場合があるため、廃棄物処理法に基づいて不適正処理を取り締まることができないことがあるとの指摘がある。
- ・ また、スクラップヤードや船上における火災の発生事例が報告されており、雑品スクラップの保管中及び運搬中の火災により生活環境保全上の支障が生じることのないように適切に管理することが必要との声がある。
- ・ 雑品スクラップが発展途上国に輸出され、不適正に取り扱われることにより、環境汚染や健康被害が発生するおそれが世界的な課題として共有されている。



【見直しの方向性】

○ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例:廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例:鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき。

○ 規制対象物についての法的根拠の明確化

現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべき。

○ 廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応(報告書に記載あり)

ポイント2 OECD加盟国向け輸出手続の簡素化

【国際条約の規定など】

- ・ OECD加盟国間での有害廃棄物等の越境移動に際しては、OECD理事会決定が適用される。
- ・ OECD理事会決定は、環境上適正かつ経済上効率的な方法でリサイクルを行う場合には加盟国間の廃棄物等の越境移動を正当化しうることを基本的な考え方としている。
- ・ バーゼル条約上の廃棄物を、その有害特性や管理状況から危険性が低い「グリーンリスト対象物」とその他の「アンバーリスト対象物」とに分類。
- ・ グリーンリスト対象物については、「事前の通告及び同意」手続や移動書類の携帯を不要としている。
- ・ アンバーリスト対象物については、「事前の通告及び同意」手続は必要。ただし、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されているリサイクル施設(事前同意施設)で処理するために輸出入される場合には、手続を簡素化するとともに、最大3年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例を定めることができるようになっている。

【課題】

- ・ EUでは、OECD理事会決定に基づいて、事前同意施設で処理するために輸出入される場合には最大3年間の包括的な同意を与えることができる仕組みを整備しているが、我が国ではそのような特例措置を実施していない。



【見直しの方向性】

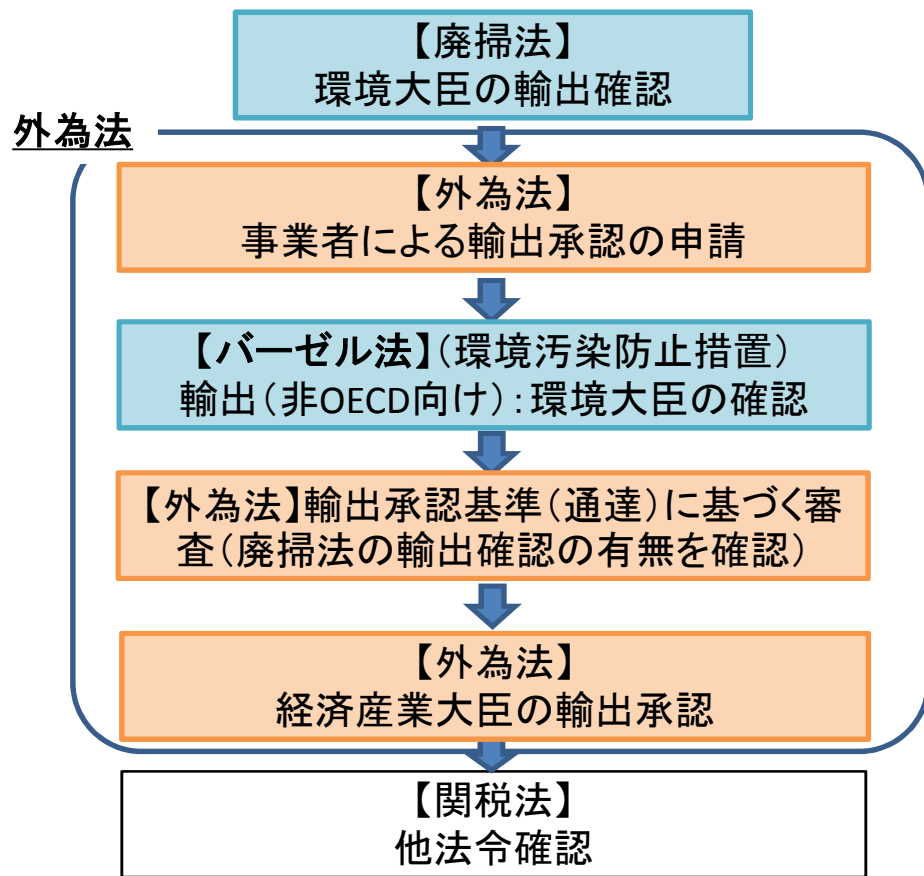
○ OECD加盟国向け輸出手続の簡素化

OECD加盟国を仕向地とするアンバーリスト対象物の輸出であって、それが事前同意施設での処理を目的とする場合には、環境上適正な処理が行われる限り輸出手続を簡素化(3年間の包括同意等)すべきである。

ポイント3 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善

【国内法の規定など】

- ・ 現在、廃棄物処理法上の廃棄物及び特定有害廃棄物等のいずれにも該当する物を輸出しようとする場合には、次のような手続を経る必要がある。



【課題】

- ・ 廃棄物処理法上の廃棄物及び特定有害廃棄物等のいずれにも該当する物を輸出しようとする場合には、廃棄物処理法及びバーゼル法の両法において輸出手続を経る必要があり、手続が長期化する課題が指摘されている。

【見直しの方向性】

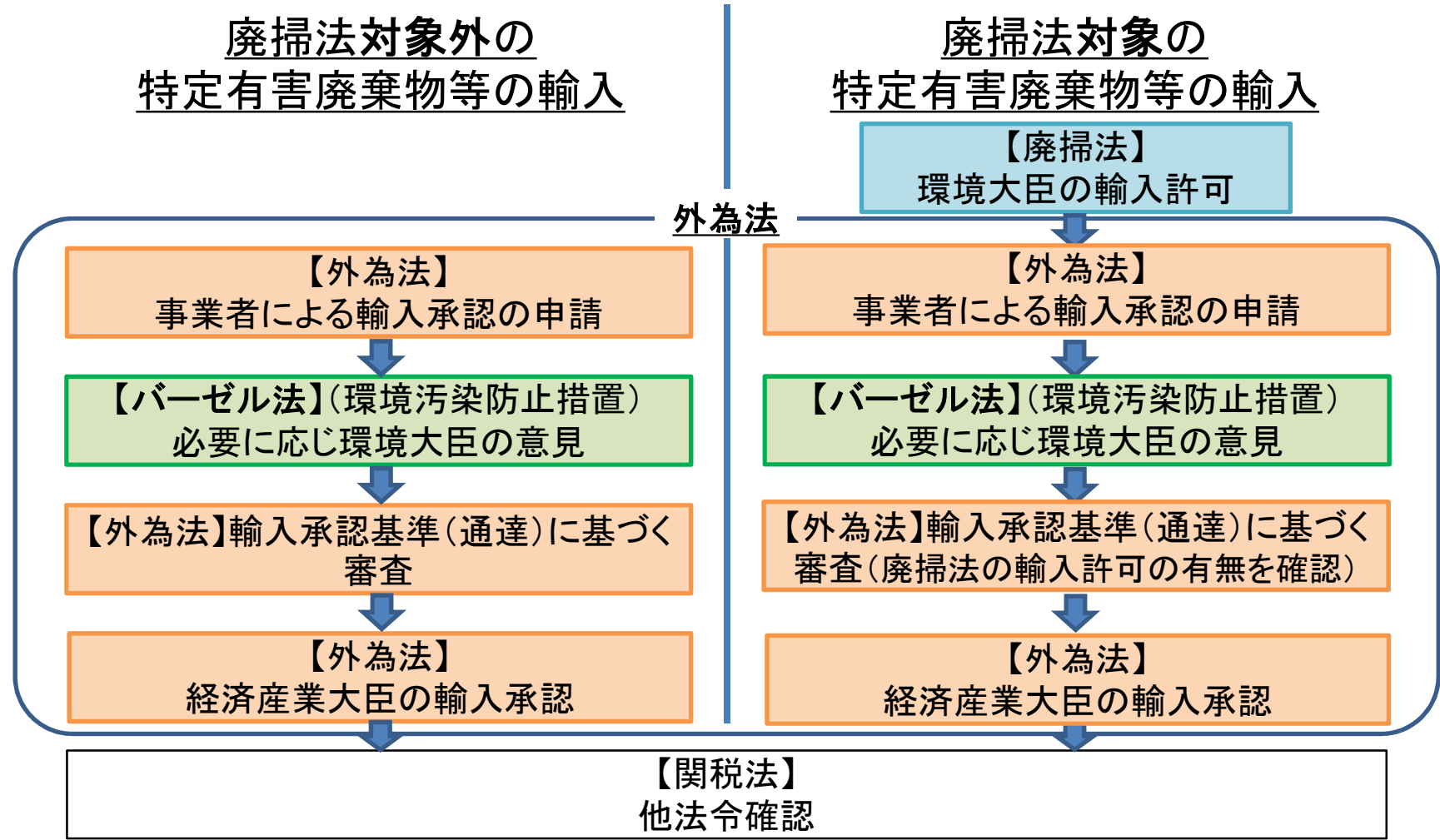
- 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善

廃棄物処理法に基づく輸出確認の審査基準とバーゼル法に基づく輸出確認の要件について、例えば輸出先での環境汚染防止措置等の重複が生じていることを踏まえ、両法に基づく審査内容を点検し、その統一化を図ることにより手続の重複を排除し、輸出手続の迅速化を図るべきである。

輸入に係る手続フロー

廃掃法対象外の 特定有害廃棄物等の輸入

廃掃法対象の 特定有害廃棄物等の輸入



ポイント4 環境汚染等のリスクが低い物の輸入承認手続の簡素化

【国際条約の規定など】(再掲)

- ・ OECD加盟国間での有害廃棄物等の越境移動に際しては、OECD理事会決定が適用される。
- ・ OECD理事会決定は、環境上適正かつ経済上効率的な方法でリサイクルを行う場合には加盟国間の廃棄物等の越境移動を正当化しうることを基本的な考え方としている。
- ・ バーゼル条約上の廃棄物を、その有害特性や管理状況から危険性が低い「グリーンリスト対象物」とその他の「アンバーリスト対象物」とに分類。
- ・ グリーンリスト対象物については、「事前の通告及び同意」手続や移動書類の携帯を不要としている。
- ・ アンバーリスト対象物については、「事前の通告及び同意」手続は必要。ただし、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されているリサイクル施設(事前同意施設)で処理するために輸出入される場合には、手続を簡素化するとともに、最大3年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例を定めることができるようになっている。

【課題】

- ・ EUでは、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、最大3年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例措置を設けることで、輸入手続の簡素化を実現しているが、我が国ではそのような特例措置を実施していない。



【見直しの方向性】

○ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続の簡素化

EUの制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべき。

ポイント5 我が国に輸入された物のシップバック対応の円滑化

【国際条約及び国内法の規定など】

- ・ バーゼル条約の対象物(有害廃棄物等)を輸入する際には原則として「事前の通告及び同意」手続が必要であり、当該手続を経ずに貨物が輸入された場合には、バーゼル条約上の「不法取引」に該当する。不法取引が輸出者の行為の結果として不法となった場合には、バーゼル条約の規定に基づき、輸出者の責任において、輸出国に対してシップバックがなされるべきと規定されている。
- ・ 我が国においては、一度陸揚げされた貨物は「輸入物」とみなされるため、現行の法令では、これを再輸出しようとする、通常の特特定有害廃棄物等の輸出と同一の審査及び手続を経る必要。輸出元国がOECD非加盟のアジア諸国等であって、バーゼル法に基づく輸出承認要件(我が国と同等の環境上適正な処理等が求められる。)を満たせないときは、輸出承認を行うことができない。その結果、バーゼル条約では認められているはずの再輸出が事実上困難となってしまう場合がある。

【課題】

- ・ 再輸出ができない場合には、我が国において滅却処分等を行わざるを得ないため、不法輸入となった経緯を知らない輸入者や一時的な占有者である通関業者等が、手続中の保管費用や滅却費用等を負担せざるを得なくなった事例が見受けられる。



【見直しの方向性】

○ 我が国に不法輸入された特特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備

我が国に特特定有害廃棄物等が輸入された場合であって、その輸入が輸出者の行為の結果としてバーゼル条約上の不法取引に該当するとして、バーゼル条約の規定に基づいて、当該特特定有害廃棄物等を我が国からシップバック(再輸出)しようとするときは、当該不法取引が不法となったことに対する責を負わない我が国の輸入者が不当な不利益を被ることがないようにすべきであり、再輸出する際のバーゼル法に基づく外為法の輸出承認を不要とすべき。ただし、実際のシップバックの実施に当たっては、輸出国における処理能力の実情を考慮するなど、輸出国政府との間で十分な調整を行った上で実施することが重要。

ポイント6 試験分析目的での輸出入の円滑化

【国際条約の規定など】

- ・ OECD理事会決定では、試験分析用であって25kg以下の少量の有害廃棄物等の輸出入であれば「事前の通告及び同意」手続等を経ずにこれを行うこととすることができる旨を規定。
- ・ EUでは、試験分析を目的とした25kg以下の有害廃棄物等の輸出入を「事前の通告及び同意」手続の対象外としている。
- ・ 我が国では、バーゼル法において試験分析目的での特例的な輸出入を認める規定は存在しないため、試験分析目的での特定有害廃棄物等の輸出入についても、通常の輸出入と同様の手続を経る必要がある。

【課題】

- ・ 特定有害廃棄物等进行处理するに当たり、事前にそのサンプルを用いて試験分析等を行うことは、処理における技術的な留意点やその経済性等を検討する上で重要となっており、試験分析を目的とした輸出入の希望が増加しているが、通常の輸出入と同様の手続を経ている。
- ・ 試験分析を目的とした特定有害廃棄物等の輸出入を進めることによって、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の進展が期待される。



【見直しの方向性】

○ 試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化

試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、OECD決定及びEUの制度を踏まえ、我が国においても、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化すべき。

また、試験分析を目的として輸出を行う場合についても、原則的には通常の手続よりも簡易に輸出を行うことができるようにすべきであるが、輸出先国によって制度が異なること、適切な環境管理がなされることが確実とはいえない場合も考えられることを踏まえ、当該制度が抜け穴にならないよう留意すべき。